

シリーズ「2024年改定の要点と解説」③

外来環未届け医療機関のために

協会では、来る7月13日（土曜日）に、歯科施設基準対応研修会を予定しています。今次改定で刷新された外安全、外感染、口管強に対応した講習会で、内容について厚生局長崎事務所との確認を済んでいます。13日に対面で開催後は、少し遅れてeラーニングでも利用できるようにする予定です。ご予定下さい。

外来環未届けの医療機関も外安全、外感染にトライを

改定に伴い、外来環の医療機関がみなし措置によつて、来年5月末日までは外安全、外感染1、外感染2の施設基準に該

当するものとみなされることについては、ご存じの通りです。今回は、外来環未届出の医療機関が、新しく、外安全1、外感

染1、外感染2を届ける際のポイントなどを説明します。

この3つの施設基準は、別添7「基本診療科に係る施設基準等に係る届出書」（保団連発行2024年改定の要点と解説の185頁）と、様式4（同189～191頁）の添付書類にて届出します。施設基準受理後は、各医療機関に受理番号が付されますので、別添7、様式4は、各施設基準それぞれに一部ずつ作成して提出します。

外安全のみなら口腔外バキウムは不要

では、外安全1を届出する場合の様式4を見てみましょう。

1欄は、最下段に歯初診の施設基準の受理番号が必要です。新たに届出中で受理番号が分からない場合は、届出中と記載して良いでしょう。

外安全、外感染などの届出の種類によつて、記載が必要な項目を指定してあります。歯科外来診療医療安全対策加算1の場合、（2及び4から8までの項目について記載）とのカッコ書きがあります。外来環の届出では必須だった口腔外バキウム

ムは10の欄に記載することになっているので、外安全1のみを届出の場合は、口腔外バキウムは不要であることが分かります。

2欄は、歯科医師複数名、または、歯科医師および歯科衛生士が1名以上必要です。

3欄は、外安全1の届出においては記載不要です。

4欄は、常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等を記載します。※に「研修の受講を確認できるものを保管すること」とあります。施設基準届出の際に、受講修了証の提出は不要ですが、問われたときにいつでも出せるように保管しておく必要があります。

5欄は、医療安全管理者を記載します。通常は院長名を書くことになるでしょう。

6欄は、常時設置されている装置・器具の名称を記載します。中で一番コストが高いのはAEDでしょうか。私がこの3月に何社か見積もりを取った限りでは、協会会員であれば利用できる大阪府保険医共同組合（大阪府歯科医師協同組合ではないので注意）が一番リーズナブルでした。救急蘇生キットも、同サイトから購入することができました。

7欄は、緊急時の連携保険医療機関を記載しますが、協力を得られる医療機関の名を記載する必要があると。病院等には医療連携室のような部署があると思われるので相談してみてもいいでしょうか。

8欄は、医療安全対策に係る体制として、①または②のどちらかに記載するよう促されています。

①公益財団法人日本医療機能評価機構に登録し、その登録日を記載するのが簡単ですが、この届出とは関係なく、②の体制については保健所の立ち入り検査等は必ず問われるところなので、②欄が無記載でも、実際は②の内容に取り組まないといけません。ここまでは、外安全1のみを届出の場合に必要な項目でした。